

熊本県森林インストラクター養成講座受講者選考要領

1 目的

この要領は、熊本県が実施する熊本県森林インストラクター養成講座の受講者の選考に必要な事項を定める。

2 選考の方法

- (1) 受講希望者（選考対象者）とは、熊本県森林インストラクター養成講座開催要領に基づき、別に定める申込書、レポート（以下、「書類」という。）を知事に提出した者とする。
- (2) 知事は、評定委員を任命するものとする。
- (3) 受講者の選考は、前項（2）により任命された評定委員から構成される評定委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。
- (4) 委員会は、原則として受講希望者から提出された書類により選考するものとする。
ただし、次の各号のいずれかに該当し、委員会が必要と認める場合には、受講希望者への人物審査（面接）を実施し、当該面接結果を参考とするものとする。
ア 書類審査の結果、募集定員を超える応募があるとき。
イ その他、委員会が書類のみでは適性を判断し難いと認めたとき。

3 委員会

- (1) 委員会は、行政代表、森林・林業団体の代表、学識経験者等若干名をもって組織する。
- (2) 委員会の長は、行政の代表1名をもって充てるものとする。

4 受講資格者の決定基準

- (1) 評定委員による書類審査（別紙様式1）の採点の平均が40点以上であることを一次基準とする。
- (2) 人物審査（面接）（別紙様式2）を実施した場合は、当該面接の評定結果を、書類審査の順位決定又は同点解消のための補完的資料として用いるものとする。
- (3) 上記の基準を満たし、かつ森林インストラクターとしての適正を総合的に判断し、受講資格者とする。

5 受講者の発表

- (1) 委員会は、評定の結果を知事に報告し、知事が受講資格者のなかから受講者を決定するものとする。
- (2) 選考結果については、受講の可否にかかわらず文書で通知する。

6 結果通知

- (1) 受講者に対する通知は（別紙様式3）のとおりとする。
- (2) 受講者漏れ者に対する通知は（別紙様式4）のとおりとする。

(付則) この要領は、平成13年4月27日から適用する。

この要領は、令和8年(2026年)5月26日から適用する。

別紙様式3

森保第 号
令和 年 月 日

(選定された受講申込者氏名：〇〇〇〇) 様

熊本県農林水産部長

令和 年度熊本県森林インストラクター養成講座受講者選定結果について
(通知)

このたび、熊本県森林インストラクター養成講座の選考の結果、貴方は受講者に選ばれましたので通知します。

別紙様式4

森保第 号
令和 年 月 日

(選定されなかった受講申込者氏名：〇〇〇〇) 様

熊本県農林水産部長

令和 年度熊本県森林インストラクター養成講座受講者選定結果について
(通知)

このたび、熊本県森林インストラクター養成講座の選考の結果、誠に残念ですが、ご希望に添えませんでしたのでお知らせします。